

【ご利用者の皆様へ】

令和5年度用

- ショートステイ事業利用料減免に必要な書類は以下のとおりです。

① 生活保護世帯の方 【全額免除】

チエック欄	必要な書類	発行される場所
◎ 【必須】	生活保護適用証明書 ※年度途中で生活保護適用でなくなった場合は、必ず申し出てください。	お住いの区の保健福祉センター

② 市民税非課税世帯の方 【2歳未満児】日額1,100円 【2歳以上児】日額1,000円

チエック欄	必要な書類	発行される場所
◎ 【必須】	【4・5月（R5.4.1～R5.5.31）利用】 令和4年度 市民税・府民税証明書 （令和3年中の所得証明書）	区役所、区役所出張所、市税事務所
	【6月以降（R5.6.1～R6.3.31）利用】 令和5年度 市民税・府民税証明書 （令和4年中の所得証明書）	

※児童以外の世帯員全員が非課税であることを確認する必要があります。全員の課税状況がわかる証明書（世帯員が世帯主の扶養親族である場合は、扶養親族欄にその旨の記載があるものでも可）を提出してください。

③ ひとり親世帯等の方 【2歳未満児】日額1,100円 【2歳以上児】日額1,000円

チエック欄	必要な書類	発行される場所
◎ いずれか1つ 【必須】	児童扶養手当証書のコピー	お住いの区の保健福祉センター
	ひとり親家庭医療証のコピー	
	利用年度内に発行された住民票 （世帯員全員の氏名、続柄が記載されているもの） ※「児童扶養手当証書」「ひとり親家庭医療証」をお持ちでない場合など	お住いの区の住民登録担当

・ひとり親家庭医療証および児童扶養手当証書は、毎年10月31日が有効期限です。11月以降も利用される場合は、新しい証明書のコピーを追加提出ください。

④ ②かつ③に該当する世帯の方 【全額免除】

チエック欄	必要な書類	発行される場所
◎ 【必須】	【4・5月（R5.4.1～R5.5.31）利用】 令和4年度 市民税・府民税証明書 （令和3年中の所得証明書）	区役所、区役所出張所、市税事務所
	【6月以降（R5.6.1～R6.3.31）利用】 令和5年度 市民税・府民税証明書 （令和4年中の所得証明書）	
◎ いずれか1つ 【必須】	児童扶養手当証書のコピー	お住いの区の保健福祉センター
	ひとり親家庭医療証のコピー	

※児童以外の世帯員全員が非課税であることを確認する必要があります。全員の課税状況がわかる証明書（世帯員が世帯主の扶養親族である場合は、扶養親族欄にその旨の記載があるものでも可）を提出してください。

・ひとり親家庭医療証および児童扶養手当証書は、毎年10月31日が有効期限です。11月以降も利用される場合は、新しい証明書のコピーを追加提出ください。

⑤ 被災世帯の方 【2歳未満児】日額1,100円 【2歳以上児】日額1,000円

チエック欄	必要な書類	発行される場所
◎ いずれか1つ 【必須】	被災証明書（火災、地震による火災の場合）	お住まいの地域の消防署
	被災証明書（風水害、地震の場合）	区役所防災担当窓口など

※必要各書類の提出がない場合は、原則として減免適用となりません。

提出が遅れた場合は、過去に遡って減免適用することは原則としてできませんので、ご了承ください。

※利用期間中にやむをえず要した医療費など、別途実費を負担いただく場合があります。